

市への申出日を記入してください。(受付の締め切りは、毎月15日までです。)

長浜市長 あて

借手となる方(耕作者)の住所・氏名(法人の場合は所在地・名称)を記入してください。

住所

借手となる方(耕作者)の住所または所在地
長浜市〇〇町1-23

氏 名

借手となる方(耕作者)の氏名または名称
○ ○ ○ ○

農業経営の規模を拡大するため、利用権の設定を受けたい（借りたい）ので、長浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて申し出ます。

1. 利用権を設定する農地

[illegible]

2. 農業経営の現況

(1) 經營規模

農 地		自作地	小作地	合計	転 作 の 実 施 状 況		
	田	100.0 a	500.0 a	600.0 a	実施面積	主な作物	集団・個人の別
	畑	20.0 a	0.0 a	20.0 a	150.0 a	麦・大豆	集団 個人
	計	120.0 a	500.0 a	620.0 a			
ハ裁 ウ培 ス等	棟数		面積	作 物 名			
	1 棟		250 m ²	水稻の育苗・野菜(きゅうり・なす等)			

（２）労働力の状況

世帯員	男	女	農業従事者	専従者	農業が主	農業が従	
	2 人	1 人		1 人	1 人	1 人	

借手となる方(耕作者)の現在の農業経営の状況について記入してください。

(3) 農機具の保有状況

種 類	台 数
トラクター	1 台
ティラー	1 台
耕 耘 機	1 台
田 植 機	1 台
コンバイン	1 台
バインダー	台
ハーベスター	台
乾 燥 機	1 台
籾 摺 機	台
農業用自動車	1 台
そ の 他 ()	
農作業場・倉庫	1 棟

借手となる方(耕作者)が所有している農機具等の状況について記入してください。

利用権を設定する農地							設定する利用権						借り手の住所・氏名	
所在地			地目	面積	所有者		種類	貸す期間	小作料・支払い方法			住所	氏名	
大字	小字	地番			住所	氏名								
〇〇町	△△	12-3	田	3.000 m ²	長浜市□□町4-56	□ □ ◇ ◇	賃貸借 使用貸借	10年	現金 (現物)	円 (玄米 kg相当) kg / 10a	60	長浜市〇〇町1-23	○ ○ ○ ○	
〇〇町	△△	45-6	田	1.200 m ²	長浜市□□町4-56	□ □ ◇ ◇	賃貸借 使用貸借	10年	(現金) 現物	円 (玄米 kg相当) kg / 10a	12.000	長浜市〇〇町1-23	○ ○ ○ ○	
□□町	××	78-9	田	2.000 m ²	長浜市□□町4-56	□ □ ◇ ◇	賃貸借 (使用貸借)	10年	現金 現物	円 (玄米 kg相当) kg		長浜市〇〇町1-23	○ ○ ○ ○	
				m ²			賃貸借		現金	円 (玄米 kg相当)				
				m ²			使		現物	玄米 kg				
				m ²					現金	円 (玄米 kg相当)				
							現物	玄米	kg					
							現金		円 (玄米 kg相当)					
							現物	玄米	kg					
							現金		円 (玄米 kg相当)					
							現物	玄米	kg					
							現金		円 (玄米 kg相当)					
							現物	玄米	kg					
							使用貸借							
							賃貸借							
							使用貸借							
							賃貸借							
							使用貸借							
							賃貸借		現金	円 (玄米 kg相当)				
							使用貸借		現物	玄米 kg				

利用権を設定する土地の地番・面積等について記入してください。
※面積・地目・所有者等について、登記簿と合わせてください。
※所有者が故人(相続登記が未了)の場合、故人の生前の住所・氏名を記入してください。

小作料の支払いがある場合は「賃貸借」を、ない場合は「使用貸借」をれで囲んでください。

利用権設定する内容を記載してください。
※別紙「各筆明細」の記載内容と合わせてください。

借手となる方(耕作される者)の住所・氏名(法人等の場合は、所在地・名称)を記入してください。

1. 各筆明細

記載例

所有権を複数で所有する場合は代表者の住所・氏名を、所有者が故人(相続登記が未了)の場合は法定相続人の代表者の住所・氏名を記入してください。

整理番号		利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A)			利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (A)			借手となる方(耕作者)の住所・氏名(法人等の場合は所在地・名称)を記入してください。			(氏名又は名称) 借手となる方(耕作者)の氏名または名称 ○ ○ ○ ○			(住所) 借手となる方(耕作者)の住所または所在地 長浜市○○町1-23			印		
		利用権を設定する者の氏名及び住所 (B)			利用権を設定する者の氏名及び住所 (B)			貸手となる方(土地所有者)の氏名または名称(相続人) □ □ □ □ 外3名			(住所) 貸手となる方(土地所有者)の住所または所在地 長浜市□□町4-56			印					
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)		利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)					備考		
所 在		地 番	現 況 地 目	面 積 (㎡)	利 用 権 の 種 類	内 容	始 期	存 続 期 間 (終 期)	借 賃	借 賃 の 支 払 方 法		住 所	氏 名 又 は 名 称	権 原 の 種 類	[同意印]				
大 字	小 字																		
○○町	△△	12-3	田	3.000	賃借権	水田	R6.4.20	10年	玄米60kg /10a	現物	賃貸借	長浜市△△町12-3	△△ △△	相続権	印				
○○町	△△	45-6	田	1.200	賃借権	水田	R6.4.20	10年	12.000円 /10a	現金	賃貸借	長浜市○○町45-6	×× ××	相続権	印				
□□町	××	78-9	田	2.000	使用 賃借権	水田	R6.4.20	10年	-	-	使用賃借	長浜市◇◇町78-9	◇◇ ◇◇	相続権	印				
利用権設定する土地の地番・面積等について記入してください。 ※面積・地目・所有者等について、登記簿と合わせてください。					利用権設定する内容を記入してください。 「始期」については、公告日(申請日の翌月の20日)となります。不明な場合は空欄で結構です。					所有権を複数で所有する場合、または、相続登記が未了で複数の法定相続人がある場合は、この欄に上記の代表者以外の所有権者・法定相続人となる方全員の同意が必要となります。 (ただし、設定期間が5年を超えないものについては、1/2以上の同意があれば設定できます。)									
所有権を複数で所有する場合は代表者の住所・氏名を、相続登記が未了の場合は法定相続人の代表者の住所・氏名を記入してください。					借り手となる方(耕作者)の住所・氏名(法人等の場合は所在地・名称)を記入してください。														
この計画に同意する。					住所					住所					住所				
利用権の設定を受ける者					住所					住所					住所				
利用権を設定する者					住所					住所					住所				
利用権を設定する者以外の方で利用権を設定する土地につき所有権その他使用収益権を有する者					住所					住所					住所				
所有権を複数で所有する場合、または、相続登記が未了で複数の法定相続人がある場合は、「上記(F)」同様、代表者以外の所有権者・法定相続人となる方全員の住所・氏名・押印が必要となります。					住所					住所					住所				

2. 共通事項

この農用地利用集積計画を定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。ただし、特別の理由があるときは、農地法第18条に定める所定の手続きを経て解約することができるものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議したうえ、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。

ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。

この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対しその保障を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。

ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から60日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。

ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農業生産法人）

整理番号		農業生産法人名		農事組合法人 ○○農業生産組合																	
利用権の設定等を受ける土地の面積（A）		利用権の設定等を受ける農業生産法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B）		利用権の設定等を受ける農業生産法人の事業の状況（C）						利用権の設定等を受ける農業生産法人の主な家畜の飼養の状況（F）		利用権の設定等を受ける農業生産法人の主な農機具の所有の状況（G）									
				事業の種類																	
				農畜産物名		関連事業等の内容		左記以外の事業の内容													
				現在		現在		現在													
				権利取得後		権利取得後		権利取得後													
				水稻								種類		数量		種類		数量			
m ²		m ²		事業の実施状況及び事業計画																	
農地	6.000	農地	60.000	農業		左記以外の事業												トラクター		2台	
採草放牧地		採草放牧地	3年前	500万円	3年前		田植機							1台							
	2年前		700万円	2年前		コンバイン								2台							
	1年前		1.000万円	1年前		乾燥機								2台							
その他			初年度	1.200万円	初年度																
		2年目	1.500万円	2年目																	
		3年目	2.000万円	3年目																	
利用権の設定等を受ける農業生産法人の構成員の状況（D）						利用権の設定等を受ける農業生産法人の業務執行役員の状況（E）															
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農用地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数												
		権利の種類	面積（m ² ）	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み									
○○ ○○		利用権	40.000	100日	150日		□□ □□	長浜市□□町□□番地	200日	200日	150日	150日									
△△ △△		利用権	20.000	50日	100日		◇◇ ◇◇	長浜市◇◇町◇◇番地	200日	200日	150日	150日									
雇用労働力（年間延日数）			人日																		